

令和2年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日時 令和2年8月27日(木)
午後6時30分～7時30分
場所 石狩市役所5階 第1委員会室

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問
(1) 石狩市国民健康保険税の改定について
- 4 審議
(1) 資料説明
(2) 審議
- 5 議題
(1) 令和元年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて(報告)
(2) 令和元年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について(報告)
(3) 石狩市国民健康保険 健康意識等に関するアンケート調査の実施について(報告)
- 6 その他
- 7 閉会

出席者(9名)

副会長	築田敏彦	委員	堀内秀和
委員	久保田陽子	委員	町口知子
委員	我妻浩治	委員	高松雄一郎
委員	清水康博	委員	西本真典
委員	藤井裕康		

事務局(6名)

健康推進担当部長	上田均	国民健康保険課長	東薫
納税課長	糸尾博樹	賦課・資格担当主査	寺嶋英樹
給付担当主査	南部美奈	給付担当	波京平

傍聴者 1名

《令和2年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：30）

○事務局（東課長）

みなさんこんばんは。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和2年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

はじめに、内田会長におかれましては、急遽会議の予定が入り、本日は欠席されるとのご連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

また、本日の会議でございますが、委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、内田会長がご欠席となりましたので、同規則第4条の規定に基づきまして、築田副会長に議長を務めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、開催にあたり、築田副会長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。と存じます。

○築田副会長

こんばんは。先ほど事務局から説明がありましたとおり、内田会長の欠席により、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日、審議案件として「石狩市国民健康保険税の改定について」の諮問をいただき、事務局から資料の説明を受けた後、審議を行いたいと考えております。

また、令和元年度の決算見込みなどの報告事項も予定されております。議長は大変不慣れでございます。皆様のお力をいただきまして審議がスムーズに進みますように、ご協力のほどよろしく願いいたします。

○事務局（東課長）

ありがとうございました。

それでは、加藤市長より、「石狩市国民健康保険税の改定について」諮問をさせていただきます。と存じます。

○加藤市長

石狩市国民健康保険税の改定についての諮問であります。

石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（東課長）

諮問にあたりまして、加藤市長からご挨拶を申し上げます。

○加藤市長

改めまして、皆さんこんばんは。本日は北海道にしては珍しく気温が高い中、またお忙しい中、お仕事を終えてお疲れのところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、「国民健康保険税の改定」について諮問をさせていただきましたが、委員の皆様におかれましては、これまでも国保税の税率改定や、課税限度額の見直しなど、事業運営に関する重要な案件についてご審議を賜り、貴重なご提言をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、ご案内のように、新型コロナウイルスの収束の兆しが見えない中、委員の皆様方も通常の暮らしと異なる生活を過ごされているかと思えます。

とりわけ、医療や福祉の現場に携わっておられる皆様には、徹底した感染防止対策のもとで、市民の安全・安心を守っていただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この新型コロナウイルスは、あらゆる分野に影響を及ぼしておりますが、特に、経済的な影響は本市においても深刻であり、失業あるいは休業により収入が減少された方、事業の継続が難しくなるなど、市民生活には大変大きな影響を与えているところであります。

このような状況下におきまして、私ども石狩市といたしましては、国の施策に基づく支援をはじめ、「生活困窮者」や「ひとり親家庭」などへの市独自の支援策のため臨時会を3回開催していただくなど、市民の暮らしを守る取り組みなどを行ってきているところです。

また、先日の報道にありまして、10月には、市内に「PCR検査センター」を設置する運びとなりましたことから、医療機関のご協力のもと、これをしっかりと機能させて、利便性を高め感染の拡大防止にも努めて参りたいと考えております。

新型コロナウイルスによる社会変化の中でありまして、今後、国民健康保険が果たす役割も変わっていくのではないかと想像するところでありますが、同時に、北海道国民健康保険の運営にどのような影響を及ぼすのか、とりわけ、私ども市町村が負担いたします事業費納付金への影響にも注視をしていかなければならないと考えているところです。

最後になりますが、委員の皆様には、国民健康保険事業の安定的な運営のため、今後とも、貴重なご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（東課長）

加藤市長におかれましては、公務のため退席をさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

（市長退席）

それでは会議を始める前に、少しお時間をいただきまして、本年4月1日付けの人事異動に伴う職員紹介と本日の配付資料の確認をさせていただきますと存じます。

～ 糸尾納税課長及び南部給付担当主査 自己紹介 ～

○事務局（東課長）

職員の紹介につきましては以上でございます。続けて、配付資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、先週、委員の皆様にお送りしているところでございますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

資料は、会議次第のほか、資料1としまして「石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について」、資料2としまして「令和元年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要」、資料3としまして「令和元年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」、資料4としまして「石狩市国民健康保険 健康意識等に関するアンケート調査」、以上となっております。また、決算の参考といたしまして、北海道市長会が取りまとめた全道35市の「令和元年度国民健康保険料（税）決算状況」を併せて配付しております。

もし、お手元に無いようでしたら、事務局までお申し出願いたいと存じます。

なお、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、本日の会議が長時間に及ぶことがないように、事務局からの説明につきましては要点を絞って行いますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

それでは、これより先の進行につきまして、築田副会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○築田副会長

審議に入る前に、今回は諮問案件がございますので、会議録署名委員の指名をさせていただきます。我妻委員と西本委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、審議に入ります。ただいま諮問のありました「石狩市国民健康保険税条例の改定について」を議題といたします。

なお、議題は石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の協議事項、市長の諮問に応じて答申するものうち、第2項国民健康保険税に関することとなります。

はじめに、事務局から提出されております資料について説明をお願いいたします。

○寺嶋主査

それでは、本日、諮問させていただきました「国民健康保険税の改定」について、私からご説明いたします。

このたびの改定内容は、国民健康保険税の課税限度額の改定となります。

資料1の1.国民健康保険税課税限度額改定の経過の①の表、本市の課税限度額の推移の表をご覧くださいと思います。

本市の課税限度額は、①の表のとおり、段階的に引き上げを行っていきまして、表の課税限度額の合計額で見ますと、平成29年度から平成30年度までが89万円、令和元年度が93万円、令和2年度が96万円となっております。

また、地方税法で定める「法定限度額」は、②の表になります。

限度額の合計額で見ますと、平成29年度が89万円、平成30年度が93万円、令和元年度が96万円、令和2年度が99万円となっております。

これまで本市の課税限度額の改定につきましては、表の①と②の合計額を見比べていただきますと、法定限度額の改正された翌年度において、法定限度額に合わせた内容で改定しております。

次に、2の課税限度額改定の趣旨についてであります。国民健康保険の被保険者間の保険税負担における公平性の確保を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布、令和2年4月1日に施行されております。

この改正により、「基礎課税分」の法定限度額が61万円から63万円に、「介護納付金分」の法定限度額が16万円から17万円にそれぞれ引き上げられたところでございます。

本市の課税限度額についても、国における改正の趣旨を踏まえるとともに、国民健康保険運営の健全化維持を目的に、これまでと同様に、国の法定限度額に合わせるため、①の表、課税限度額の改定案のとおり、令和3年度の課税分より基礎課税分の限度額を2万円引き上げて、課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金分の限度額を1万円引き上げて、課税限度額を16万円から17万円に改定しようとするものであります。

この改定によりまして、課税限度額の合計額は、現行の96万円から改定後は99万円になるものであります。

2ページをご覧ください。

表の②については、石狩振興局管内の他市の改定状況となっております。

管内の他市の状況を見ますと、国民健康保険の料金を「保険料」としている札幌市と千歳市については、令和2年度から適用しており、本市と同様に「保険税」としている江別市、恵庭市、北広島市につきましては、令和3年度から改定する予定と聞いております。

次に、3の課税限度額改定による影響についてであります。令和2年8月11日時点での基礎データを使用して推計した場合、①の表のとおり、加入世帯8,097世帯のうち、87世帯に影響があるものと想定しております。

また、改定により見込まれる課税増加額は、②の表のとおり、約166万円程度と想定しております。

資料の3ページをご覧ください。

こちらは、参考資料としまして、ただいま説明しました地方税法施行令の一部を改正する政令の新旧対象条文を抜粋したのとなっております。

説明は以上です。

○築田副会長

ただいま説明がありましたが、この件に関しまして、事前に質問・意見等の照会をしましたところ、質問はございませんでしたが、この場であればお受けいたします。

どなたか質問したい事項がありましたら、挙手をお願いいたします。

では、質問がないようですので、課税限度額の是非について審議いたします。

課税限度額の改定は、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性確保を目的としたものであり、その趣旨や本市国民健康保険の財政状況からみて、妥当という判断を過去の協議会においてもしてきたところでございます。

この件につきましては、事前に西本委員より意見の提出があったところでございますので、改めて発言をお願いいたします。

○西本委員

基本的に賛成いたします。前回の議案にもございましたが、政令に基づく引き上げと理解をいたしますので、これについては賛成させていただきたいと思っております。以上です。

○築田副会長

他の委員の方で、意見等がありましたらお願いします。

意見がないようですので、妥当という結論でよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、課税限度額の改定については、妥当という結論にいたします。

「石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定」の審議については、これで終了したいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議がないとのことですが、事務局からこの諮問案件の取扱いについて、何かございますか。

○事務局（東課長）

本日、諮問に基づきご審議いただきました「石狩市国民健康保険税の改定について」の答申書につきましては、過去の取扱いと同様に、会長一任とさせていただきたいと考えております。

ただし、本日は内田会長がご欠席ですので、築田副会長にもご確認いただき、内容を確定していただくよう調整したいと存じます。

○築田副会長

ただいまの事務局からの提案につきまして、ご意見等ございますか。

(異議なしの声あり)

よろしいでしょうか。

では、そのように進めさせていただき、内田会長から市長へ提出していただくよう調整をまいります。

なお、答申書の内容については、市長へ提出した後に、その写しを事務局から委員の皆様へ送付していただくこととしますので、よろしく申し上げます。

それでは、会議次第5、報告に入らせていただきます。

報告は3つございますが、1番目の「令和元年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込み」と2番目の「令和元年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」は関連がありますことから、一括して報告を受けることといたします。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局（南部主査）

～ 「令和元年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」及び
「令和元年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」報告～

○築田副会長

ただいま説明がありましたが、これより質疑に入りたいと思います。

事前に、質問・意見等について照会させていただいたところ、データヘルス計画の実施状況について、高松委員からご質問を、久保田委員よりご意見をそれぞれいただいておりますので、改めまして、高松委員の方から発言いただき、事務局から回答していただきたいと思います。

○高松委員

③の糖尿病性腎症重症化予防事業のところですが、今の報告の中でも課題として参加者の人数が少ないと挙げられていたと思いますが、やはり250人の対象者がいて5人の参加ということになると、なかなか少ないのかなどの印象を受けてしまいます。何か参加しない人たちの理由だとか、そこに対しての改善策など、何かしらの対策というのがありましたら教えていただきたいと思います。

○事務局（南部主査）

令和元年度につきましては民間の事業者に参加勧奨を委託して行ったのですが、参加者は5名という結果でした。私たちの中で検討したときに、民間の聞いたこともない会社からの勧奨ということでは、やはり電話を受けた方から不信感があって、なかなか参加に踏み切れなかったのではないかとの分析がありました。そこで令和2年度については、市の保健師3名により参加勧奨を行って見たのですが、結果的には昨年と同じく5名の参加にしか至らなかったという結果になっております。結局私どもの方で考えた中では結果を出すことができませんでしたので、今後さらに他に何か方法がないかということを考えていかなければならないと思っているのですが、もしこちらにいらっしゃる皆様の中で、このようにやったらいいのではないかとの、意見ございましたらぜひ聞かせていただきたいと思っております。

○高松委員

6か月間の指導プログラムだと思うのですが、月に一回の指導が6回といった内容になっているのですか。

○事務局（南部主査）

大体そのような形で、面談と電話が3回ずつで、1か月に1～2回程度ご本人と面談ないしは電話をして、一番最初の面談で決めたプログラムに沿って実施ができていくかというの確認や指導を行っていく内容で、その内容については、かかりつけ医にも連絡をして、保健師とかかりつけ医が密に連携を取りながら指導していくという内容になっております。

○高松委員

対象者の年齢層は、働いている世代が多いのでしょうか。

○事務局（南部主査）

私が対象者を抽出したときに今年だと、大体280人以上が対象として上がっていたのですが、やはり高齢の方が多いです。ただ、一番若い方では30代前半位の方もいらっしゃったので、若い世代でも若干はこのような病気を抱えているのだということ把握しております。

○高松委員

参加しない理由を本人たちから聞くタイミングはないのですか。

○事務局（南部主査）

今回、市の保健師が参加勧奨の電話がけをしましたので、その際にどんな話があったのかを聞かせてもらいました。

その中では、病院で先生の指導を受けているので必要がないと思っていると言われた方、無理な指導をされるのがプレッシャーになるので、できれば自分自身でやれる範囲でやっていきたいという方も

いらっしゃったり、あとは、あまり人から言われることを好まない方もいて、理由は様々でした。

○高松委員

わかりました。

○築田副会長

次に、久保田委員にご意見を述べていただきたいと思います。

○久保田委員

このたびお送りくださった資料を拝見し、データヘルス計画の実施に関しまして、大変よく考慮されてやってくださっているという印象を受けました。私たち市民も毎日の忙しい生活の中で、なかなか自分の体の健康にまで気が回らないという場合もあるのではないかと思います。気が付くと何か体に変調をきたしていたという場合もあるのかもしれませんが。ですが、やはり自分の健康は自分で守り、結果大事にならないように気を使った生活をするということの大切さは痛感します。

また、私たち市民の自覚として、市に必要以上に保険料を負担させてはいけないという思いは確かにあります。市と市民双方が共に理解し成り立っていく、そんな石狩市と石狩市民でありたいと思います。

○築田副会長

特に事務局の方からこのことについては何かありますか。

○事務局（東課長）

では一言だけ。毎回ご意見等賜りましてありがとうございます。今、国の方でも生涯現役ということで、健康寿命を75歳までなんとか延ばしましょうという動きも出てきているというように聞いております。久保田委員が仰るとおり、やはり健康を意識するというのはなかなか忙しい中であってはちょっと手薄になる部分なのかということも思いますけれども、やはり、そういったところを私たちもいろいろと啓発していくことで、皆さんが健康でより質の良い生活を送れるように取り組んでいく必要があると、改めて感じたところです。ご意見本当にありがとうございました。

○築田副会長

よろしいですか。それでは他の委員の方で照会はしなかったけれども、今回このことについて聞きたいという方はいらっしゃいますか。

○堀内委員

保険事業の決算ですが、全道で157の保険者がいて8保険者だけが赤字、その中でも石狩市が3億でトップですよ。これはどういう構造でこうなっているのですか。

○事務局（東課長）

はい。累積赤字の部分ですね。一つの要因としては、赤字を出さないためにどうしたらよいかと、まず端的に言うと国民健康保険税を順次値上げをしていく。市民の皆さんにご負担いただくということで、収支を改善するという方法はあるのですが、なかなか政治的な判断等もありまして、ご承知のとおり、しばらく我が市は保険税を上げないことで市民の負担を抑えるという方針でやってきた経緯があります。ですので、単年度の収支としてはどんどん赤字が積み重なっていったという背景があります。十数年ぐらい上げていない時期がありましたが、そこは一つの政治判断でしたので、そういったことが赤字の要因になっています。

平成30年度からは北海道国保ということで広域化になりまして、その運営方針という柱の中でできるだけ累積赤字を出さないように、それから赤字を解消するために一般会計、つまり市のメインの会計から制限なくお金を入れて赤字を帳消しにするようなことがないようにと、国保の運営方針の中でうたわれております。このため、道内の他の市町村においては、それまでの累積赤字を一般会計から繰り入れて一括して消すような動きをしている自治体もあるというように聞いております。ただ、私どもの石狩市はご承知のとおり3億円を超える赤字がございまして、一時は12億円ぐらいの累積赤字があった時期もございます。だんだん減らしてきてはいるのですが、一度に3億円というのは会計にとっても大きな

部分がありますので、今、北海道の方から累積赤字を解消するための計画を立てなさいと、昨年度開催した委員会の中でも少し触れさせていただいたのですが、3～4年かけて解消していくということで、取り組んでいるところです。ただ、これも一般会計の財政状況によっては、計画どおりにいかない部分も想定されますので、できるだけ早くとは考えておりますけれども、そのために税を急激に引き上げるというのは現実的な手法とは思えませんので、その辺りはちょっと時間がかかるかもしれませんが、しっかりと取り組んで参りたいと考えております。

○堀内委員

だいたい前回は4千万円補填してですね。

○東課長

前年度は5千万円、今回は単年度の方では4千万円繰り入れております。

○堀内委員

3千万円、4千万円という形。

○東課長

そうですね、あくまでもその部分は、その年度の赤字が出ないようにということで補填している部分です。累積赤字である今までの赤字部分は、また別に計画を立てており、一応、今の計画では令和2年度からスタートをするのですが、2年度、3年度、4年度と3年間かけて、約1億円ずつを一般会計から繰り入れることで累積赤字を消していきましようという計画は立てております。これは、北海道の方にも提出をしております。実際に今年度から始まるのですが、ご承知のとおり今年はコロナということで、一般会計の方も財政出動が多い状況にありますので、計画どおり1億円を国保の累積赤字に充てられるかどうかというのは、もう少し時間が必要で、年度末近くにならないと状況は見えてこないのかと思っております。

○堀内委員

現状では単年度では黒字ということによろしいのでしょうか。

○東課長

そうです。単年度では一応黒字になっているという状況です。

○堀内委員

わかりました。

○築田副会長

よろしいですか。他にございませんか。では他にご質問等がなければ、「令和元年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込み」と「令和元年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」の説明と質疑を終わります。

それでは次に、報告事項の3番目「石狩市国民健康保険健康意識等に関するアンケート調査の実施について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（南部主査）

～「石狩市国民健康保険健康意識等に関するアンケート調査の実施について」報告～

○築田副会長

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。どなたかございませんか。

○藤井委員

質問ではないですが、3ページの間7のところ「受診できない、または受信」の信の字が違います。

○事務局（南部主査）

すみません。ご指摘ありがとうございます。訂正します。

○築田副会長

他にございませんか。なければ以上で本日の議事については終了したいと思いますのですが、その他のことで、事務局から何かございますか。

○事務局（東課長）

それでは私の方から2点ほど報告をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に係る被保険者への支援策についてご説明したいと思います。2つありまして「傷病手当金の支給」それから「国民健康保険税の減免」ということでそれぞれの実施状況について、ご報告いたします。

はじめに傷病手当についてであります。これは会社等にお勤めの被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いがあるために会社を欠勤し、そのために支払われなかった給与の一部を補填する目的で国保から支給するという制度になっております。

これについては、8月18日現在の数字になりますが、申請の件数は2件で金額にして111,779円を支給しております。

次に、国民健康保険税の減免についてですが、内容としましては新型コロナウイルスの影響で仕事が減るなどしたことにより、昨年1年間の収入と比較して、今年の収入見込みが3割以上減少する見込みである場合、ご本人からの申請によって国保税を減免するという仕組みになっております。

減免の対象になる保険税は平成31年度に賦課をした分のうち、第9期と10期分、実際のお支払いは2月分と3月分ということになります。そして令和2年度の1年分と合わせて減免の対象となっております。

こちらも同様に8月18日現在で129件の申請があり、この申請に対して減免を決定したものが117件、減免額は総額で、26,479,900円となっております。

このうち、ご本人への還付、いわゆる返金額は、3,151,800円となっております。ただし、還付に係る分については予算を計上しておりまして、ただいまこの予算額に不足が生じている状態ですので、9月に開催されます市議会の定例会の方に増額の補正予算案ということで準備をしているところでございます。コロナウイルス関連については以上でございます。

次に次回の会議の開催時期についてご説明いたします。

来年度の国保事業費納付金等については、今年の11月頃を目途に北海道から仮算定の結果が示される予定となっておりまして、この結果を基に保険税の額を推計いたしまして、納付金を納付できるのかどうか、現在の保険税と比較して判断をすることになります。納付金の納付に必要な保険税総額に対して収納可能な保険税に不足が見込まれる場合には、国民健康保険税の税率の改定が必要となることから、国保税の改定について諮問させていただく可能性も考えられます。また、不足額が生じない場合でありましても、委員の皆様にはご説明させていただく必要があると考えておりますので、現在のところは12月頃を目途に第2回目の運営協議会を開催させていただきたいと考えております。

詳細な日程等につきましては、今後、内田会長とご相談をさせていただいて、改めて委員の皆様にご案内させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○築田副会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆様の方で確認したい事項等あればお願いします。ございませんか。

それでは、これで令和2年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

大変不慣れな議長でございましたが、皆様、ご協力大変ありがとうございました。

閉 会（19：30）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月9日

会 長 内 田 博 ⑩

署名委員 西 本 真 典 ⑩

署名委員 我 妻 浩 治 ⑩